

令和7年度

事業計画

自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター

令和7年度 事業計画

I 基本方針

県民生活に密着したサービスや商品提供を通じ生活向上と地域経済の活性化に重要な役割を果たしている生活衛生関係営業（以下「生衛業」という）に関し、「生活衛生関係営業の運営の適正化と振興に関する法律」（以下「生衛法」という）に基づき生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という）と連携し又は直接事業者に対して、事業振興と経営健全化、営業に関する相談・指導、融資の斡旋、情報の収集・発信など「公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター定款」に定める事業を行い、生衛業者の経営の健全化、衛生水準の向上と併せて利用者・消費者の利益の擁護を図る。

特に、エネルギー価格や原材料価格等の高騰により厳しい経営環境が続いている生衛業の現状を踏まえ、経営の継続や健全化等の支援に積極的に取り組む。

事業実施にあたっては行政機関、日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という）等の関係機関・団体等との連携を密にし、総合的な事業の推進とその効果の発現に努めると共に公益財団法人として、公益法人3法、関係法令及び定款を遵守し、コンプライアンスに基づき法人運営を行う。

II 事業内容

1 相談室運営事業

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という）に経営指導員を配置し、指導センターの管理運営と常設の相談窓口を開設して、生衛業者に対する経営上必要な融資、労務、衛生管理等の相談と指導を行うとともに、利用者・消費者の苦情等に関する相談業務を行う。

また、経営指導員、経営特別相談員（以下「特相員」という）、標準営業約款登録推進員（以下「Sマーク推進員」という）及び関係機関等が連携して、生衛業者に対する経営の近代化、合理化、健全化、衛生水準の維持向上などについて支援を行う。

・組織体制	常務理事	1名（事務局長・経営指導員を兼務）
	経営指導員	1名
	事務職員	1名
	特相員	21名（令和5年4月～8年3月）

2 税務並びに中小企業診断個別相談等事業

税理士並びに中小企業診断士による個別無料相談を実施し、生衛業者の経営の改善・事業の発展等に資する。

・指導内容	（税理士）
	記帳・決算書の作成 税務申告 経営分析 事業承継 等
	（中小企業診断士）
	企業診断 経営環境改善 経営分析 事業承継 各支援策の活用 等
・計画	5件・15時間

3 地区生活衛生営業相談指導事業

（1）出前相談・指導

経営指導員が各生衛組合の総会、理事会、役員会等に出席し相談・指導に応じるとともに個別の営業者、営業施設等にも出向いて対応する。

特に融資や経営に係る個別相談については、随時現地に出向き、必要に応じて税理士・中小企業診断士等の専門家の協力を得るなど、きめ細かな対応を行う。

・計画	窓口相談	100件	巡回相談	400件
-----	------	------	------	------

(2) 地区相談・指導

鳥取県及び鳥取市の協力を得て、生衛組合役員、特相員、経営指導員、行政担当者及び日本公庫融資担当で業種横断的な地区連絡会を県内3箇所で開催し、意見交換や融資相談を行う。

・計画 参加者数 40人

(3) 衛生管理講習会

生衛業の衛生水準を確保し感染症等の拡大を未然に防止するため、美容業生衛組合及び理容生衛組合と連携して理容・美容業界全体の営業施設における消毒法、衛生法規及び組合のニーズに応じたテーマ等に関する講習会を県内3地域で実施する。

・計画 参加者数 美容 150名 理容 150名

4 生活衛生貸付等指導事業

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（以下「衛経」という）について、生衛組合及び特相員等と連携して資金需要の把握に努めるとともに、融資希望者に対しては融資推薦書の作成を指導センターで行うなど迅速な融資に努める。

また、日本公庫の生衛業向け融資等の周知に努めるとともに、要望に応じ借入申込書の代理入力や一般貸付に係る推薦書の交付等にも取り組み生衛業者の資金需要に応えていく。

さらに、直近1ヶ年程度の間新たに営業の許可又は届出を行った営業者に対し、個別融資相談会の開催案内・指導センターの業務紹介などの資料送付を行い資金需要の掘り起こしを図る。

・計画

衛経	7件
借入申込書の代理入力	3件
一般貸付に係る推薦	5件
個別融資相談会開催案内送付	約300件

5 融資等相談支援連絡協議会事業

生活衛生関係営業融資業務に関し緊密な連携を図るため、指導センター、各生衛組合理事長及び日本公庫鳥取・米子支店による融資等意見交換会並びに経営指導員、特相員及び日本公庫融資担当課長による融資等連絡協議会を開催する。

6 生衛業情報化整備事業

(1) ホームページの適切な管理・運営

全国指導センターの「生衛業情報ネットワークシステム」（各名簿管理・調査集計処理など）の活用・管理を行うとともに、事業者等への適時・適切な情報提供に努める。

(掲載情報)

・情報開示に関するもの

事業計画書及び収支予算

事業報告書、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財産目録

役員の変更

・事業者に対するもの

経営相談・融資・金利変更等

各生衛組合の活動状況

景気動向調査報告

受動喫煙防止対策

感染症の流行状況や対策及び関連する施策

物価高騰対策等に関する国・県等の支援制度

(1) 確保・向上推進会議の開催

生衛組合、県担当課、日本公庫、指導センターで構成し、行動計画の策定、取り組むべき課題等について意見交換する。

(2) 広報

生衛組合の組合員及び員外者に、チラシ・ポケットブックを配布し、組合員意識の高揚を図ると共に組合員の新規加入を図る。

(3) 新規営業許可情報の収集および提供

各地区の生活衛生担当部局から新規営業許可施設の情報を入手し、各生衛組合に提供するとともに指導センターから新規営業許可施に組合加入チラシ、生衛とっとり等を送付する。

10 生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業

税理士や中小企業診断士などと連携し、物価高騰等により大きな影響を受けている生衛業者に対し、営業や公的支援等に関する相談・指導を実施する。

・相談・指導の実施件数 5件程度

11 生活衛生営業振興補助金事業

指導センターの機関誌「生活衛生とっとり」を令和8年1月に刊行し、生衛業関連の情報や生衛組合の活動、安全安心に向けた取組みを広く広報する。

・発行部数 2000部

12 標準営業約款登録推進事業

生衛法に基づき、理容業・美容業・クリーニング業・一般飲食店営業・めん類営業の5業種に設定されている「標準営業約款」について、加入の促進、既登録業者の更新登録の促進に努める。

このため、消費者団体が行う研修会等に出向いて標準営業約款制度の周知や登録店のPRを行うなどの消費者の制度に対する理解を深める取組を実施する。

・計画 更新 196件（理容159、美容35、クリーニング2）
新規 5件

14 クリーニング師等研修・講習事業

クリーニング師並びにクリーニング業務の従事者は、資質の向上と消費者保護の観点からクリーニング業法により3年に1度、資質向上のため研修・講習を受講することとされている。

指導センターでは全国指導センターの委託事業として、知事の指定を受けクリーニング業法に定める研修・講習を東部地区で実施する。

・計画 クリーニング師研修 40名
業務従事者講習 45名

15 全国指導センター委託事業

(1) 生衛業景況等調査

日本公庫から全国指導センターが委託を受け、指導センターが再委託を受けて行う景気動向調査で、生衛業の景況、設備投資動向及び経営上の課題等を把握し、資金需要や融資条件の判断材料として活用する。

・対象：県内の生衛業者 70店舗（10業種）
・頻度：毎四半期ごと4回/年
・調査員：経営指導員及び特相員

(2) 生衛業経営状況調査

全国指導センターが行う生衛業経営状況調査で、月次で売上等の経営状況を調査することにより経営者の経営判断や生衛業に対する施策の判断材料として活用とする。

- ・対象：県内の生衛業者 40店舗（10業種）
- ・頻度：毎四半期ごと4回／年
- ・調査員：経営指導員

(3) 経営特別相談員研修事業

知事が委嘱した特相員21名に対し制度融資等への理解・相談対応能力等の向上を図るため研修会を実施する。

- ・6月又は7月に実施